優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

浴室ユニット

Bathroom Units

BLS BU:2009

２００９年７月３１日公表･施行

一般財団法人ベターリビング

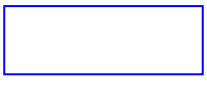

―――― 平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　　次

優良住宅部品認定基準
浴室ユニット

Ⅰ．総則
1．適用範囲
2．用語の定義
3．部品の構成
4．材料
5．施工の範囲
6．寸法

Ⅱ．要求性能
1　住宅部品の性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
1.2.3 健康上の安全性の確保
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 浴室ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2　供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
3　情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ．附則

優良住宅部品認定基準

浴室ユニット

Ⅰ．総則

1. 適用範囲

住宅の浴室としての機能を有する室形のユニットで、構造的に自立したもので、かつ洗い場があり、浴槽又は浴槽を設置するスペースを有するものに適用する。

2. 用語の定義

a) 長寿社会対応浴室ユニット：長寿社会対応浴室ユニットの基準を満たしたものをいう。

b) 設置空間モデュール呼び寸法：浴室ユニットを設置するために必要な空間の寸法で、水平方向及び鉛直方向を住戸設計のプランニングモデュールに合う値で表す間口、奥行及び高さの寸法をいう。

c) 器具排水管：排水トラップの下流側に接続する排水管で、排水横枝管に接続するところまでの配管をいう。

d) 浴槽の保温材：浴槽の保温性を向上させるために、浴槽の外側面に取り付けられたものをいう。

e) 浴槽エプロン：上縁面から浴槽の下方を覆うためのもので、別に設けたもの、又は浴槽と一体成型された垂下長さが 150㎜ 以上の部分をいう。

f) 出入口の有効な幅員：折り戸及び開き戸の建具の厚み（タオル掛け、レバーハンドル等は除く）、引き戸の引き残しを考慮した通行上有効な幅員をいう。

g) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

h) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。

i) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

j) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a) 浴室ユニットの構成は表－１による。

表－１　構成

構成部品名	構成の別(注)	備　　考
床、壁及び天井	●	
出入口扉	●	
出入口扉枠	●	
照明器具	●	
照明器具コード	●	
天井点検口	●	
タオル掛	●	
排水トラップ	●	
器具排水管	●	
器具排水管固定金具	●	
浴槽	○	防水パンと一体化したものを含む。
浴槽ふた	○	
配管接続金具	●	湯水混合水栓に組み込まれているもの（デッキタイプ等）でもよい。
湯水混合水栓	○	１．湯水混合水栓の性能は、JIS B 2061:2006（給水栓）によるものとする。 ２．シャワーフックを含む。
壁点検口	△	
梁型対応部品	△	
換気グリル	△	
収納棚	△	
鏡	△	
アクセサリー類	△	
給水管、給湯管	△	
浴槽部の保温材	△	
ふろがま用接続枠	△	
追いだき用接続管	△	
換気装置接続枠	△	
窓接続枠	△	
手すり	△	手すりの性能は、別に定める「優良住宅部品認定基準（歩行・動作補助手すり)」によるものとする。
手すり用補強材	△	
非常通報装置	△	
ランドリーパイプ	△	
ランドリーパイプ用フック	△	
単水栓	△	
シャワースライドバー	△	

注）構成の別

●：(必須構成部品）住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：(セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

b)　長寿社会対応浴室ユニットの構成は、表-２による。

表－２　長寿社会対応浴室ユニットの構成

構成部品名	構成の別(注)	備　　考
床、壁及び天井	●	
出入口扉	●	
出入口扉枠	●	
照明器具	●	
照明器具コード	●	
天井点検口	●	
タオル掛	●	
排水トラップ	●	
器具排水管	●	
器具排水管固定金具	●	
浴槽	●	防水パンと一体化したものを含む。
浴槽ふた	○	
配管接続金具	●	湯水混合水栓に組み込まれているもの（デッキタイプ等）でもよい。
湯水混合水栓	●	１．湯水混合水栓の性能は、JIS B 2061:2006（給水栓）によるものとする。 ２．シャワーフックを含む。
浴槽の出入り用手すり	●	各種手すりの性能は、別に定める「優良住宅部品認定基準（歩行・動作補助手すり)」によるものとする。
手すり用補強材	●	
浴槽内での姿勢保持用手すり	△	
浴槽内での立ち座り用手すり	△	
洗い場での立ち座り用手すり	△	
出入口脇設置用手すり	△	
壁点検口	△	
梁型対応部品	△	
換気グリル	△	
収納棚	△	
鏡	△	
アクセサリー類	△	
給水管、給湯管	△	
浴槽部の保温材	△	
ふろがま用接続枠	△	
追いだき用接続管	△	
換気装置接続枠	△	
非常通報装置	△	
ランドリーパイプ	△	
ランドリーパイプ用フック	△	
単水栓	△	
シャワースライドバー	△	

※ 表中の［　　］で囲んだ構成部品は、「浴室ユニット」の構成と扱いが異なるものを指す。

注）構成の別

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。

5. 施工の範囲

a) 浴室ユニットの施工範囲は、原則として表－３のとおりとする。

表―３　施工範囲

標準工事		オプション工事	
［共通］ ユニット本体	床、壁、天井及び扉の組立工事	［共通］ 窓接続枠	躯体側サッシとユニット側窓接続枠との接合工事
照明器具	基準面より最寄りの電気ボックスまでの配線で、照明器具より３ｍの配線を含む。ただし、その接続は除く。	換気装置類	取付用穴開け、補強 乾燥機能付の場合のランドリーパイプ用フックの取付
排水管	基準面内の排水管の取付工事	手すり・アクセサリー類	手すり、アクセサリー類の取付のための補強材の取付 手すり、アクセサリー類の取付
浴槽をセットとしないで販売する場合			
水栓類	水栓類取付用の穴開け	水栓類	水栓器具及び配管接続用金具の取付
		浴槽	浴槽の据付工事
浴槽をセットとして販売する場合			
水栓類	水栓器具及び配管接続用金具の取付		
浴槽	浴槽の据付工事		

b) 長寿社会対応浴室ユニットの施工範囲は、表－３で定める工事のうち、手すり取付のための補強材等の取付並びに手すりの取付については、標準工事扱いとする。

6. 寸法

a) ユニットに適用する設置空間モデュール呼び寸法は表－４による。

表－４　設置空間モデュール呼び寸法

間口	奥行	高さ	備　　考
1700 1800 1900 2000 2100 （注１）	1200 1300 1400 1500 1600 1700 1800 （注１）	特に定めない （注２）	（注１）表に示す寸法の範囲は標準とし、上限は定めない。 （注２）換気扇等の設置寸法、建具の高さ、排水勾配等に支障のない寸法とする。 （注３）戸建住宅用の場合は、近似する寸法に読み替える。

b) ユニットの基準面は、ユニットがその内に納まるように、ユニット側で設定し、外形呼び寸法を決めること。外形呼び寸法は、設置空間モデュール呼び寸法より壁厚、躯体の誤差等を減じたものとする。ユニットとその他の部分との接合用部品（出入口枠等）は、基準面を貫いて両側の空間にまたがってもよい。給水、給湯等の配管の立ち上がり部分のスペース、換気ダクトスペース等は建築との調整により設けるものとし、ユニットの基準面内に含めなくても良い。

c) 高さ方向の基準面は、周囲地盤（Ｇ．Ｌ）より下にならないように設定すること。ただし、ユニット設置部分の地盤面に湿気防止等の処置がされている場合は、この限りでない。

d) ユニットの寸法は、外形呼び寸法及び内法寸法を明示すること。間口、奥行の内法寸法は、原則として設置空間モデュール呼び寸法（表－４）に対して 100㎜ の整数倍を減じた値とし、間口は 1600㎜ 以上、奥行は 1100㎜ 以上とする。また、高さの内法寸法は、洗い場床面（平均）から 1950㎜ 以上とする。

e) 器具排水管と排水横枝管との接続は、ユニット基準面の位置において行えるものであること。

f) 窓もしくはふろがま給排気口の位置に対するユニット側調整代は、Ｘ，Ｙ，Ｚ方向についてそれぞれ±10㎜ 以上の調整ができること。ただし、ＢＦ釜をユニットの壁に直付けする場合は、壁開口穴の公差とする。

Ⅱ．要求事項

1　住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1　機能の確保

a) 浴室内の照度
浴室内の照度は適切であること。

b) 各接合部及び点検口の蒸気漏れ
各接合部及び点検口は、蒸気が漏れないこと。

c) 各接合部、扉枠の水密性並びに扉からの水の直接飛散防止
空調用噴霧ノズルを用いて噴霧させた結果、各接合部より外側へは、水漏れ、浸潤がないこと。なお、扉枠内部には水が入り込まず、錠については、中へ入り込んだ水がたまらないものであること。また、扉と扉枠との隙間並びに扉ガラリ部から外部へは、直接飛散のないこと。

d) 各部の水はけ
ユニット床部及び浴槽内部は、水だまりがないこと。

e) 出入口の有効な幅員

1) 出入口の有効な幅員は、出入りに支障がないものであること。

2) 長寿社会対応浴室ユニットの出入口の有効な幅員
出入口の有効な幅員は、加齢等に伴う身体機能の低下を考慮した安全性及び介助行為を容易にすることに配慮した措置が講じられていること。

f) 給気
出入口扉は、機械換気のための給気ができるようになっていること。

g) 器具排水管の排水性能
器具排水管は、浴槽排水に十分な管径を有し、こう配は有効にとられており、ユニット本体に固定されていること。

h) 防水パン等の水密
防水パン（防水パンと一体化した浴槽を含む。）、出入口扉枠下端と床のシール部及び器具排水管については、水を満たして 30 分放置した後も水漏れが生じないこと。

i) 給水・給湯管の水密
給水・給湯管を構成部品に含む場合の給水・給湯管は、漏れが生じないこと。

j) 浴槽及び浴槽ふたの保温
浴槽及び浴槽ふたは、保温性を有すること。

k) 浴槽排水栓の止水性
浴槽排水栓は、止水性を有すること。

l) 浴槽グリップ部からの漏水
浴槽にグリップを設置する場合は、グリップと浴槽本体との接続部から漏水のない構造であること。

m) 出入口扉の開閉操作
出入口扉は円滑に開閉できること。

n) 長寿社会対応浴室ユニットの広さ
ユニットの広さは、加齢等に伴う身体機能の低下を考慮した安全性及び介助行為を容易にすることに配慮した措置が講じられていること。

o) 長寿社会対応浴室ユニット手すり
ユニットの手すりは、加齢等に伴う身体機能の低下を考慮した安全性及び介助行為を容易にすることに配慮した措置が講じられていること。

p) 浴槽水溢れに対する扉部分の耐漏水性能
入浴時に一定量の溢れ水があった場合でも、出入口扉から脱衣室の床面へ漏水のないこと。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) 壁及び選択構成部品の鏡の耐衝撃
壁は、所定の衝撃において使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、目地のはく離が生じないこと。また、選択構成部品の鏡は、同様の衝撃において、ひび割れ、破損、がたつき、脱落がないこと。

b) 壁のたわみ
壁は、所定の水平荷重においてたわみが少ないこと。

c) 床及び浴槽の耐衝撃
床及び浴槽は、所定の落下衝撃において変形、ひび割れ、破損が生じないこと。

d) 床の耐鉛直荷重
床は、固定の鉛直荷重において変形が少ないこと、また、ひび割れ、破損、目地の剥離等が生じないこと。

e) 手すり、手すり取付部及び壁パネルの耐水平・鉛直荷重
手すり、手すり取付部及び壁パネルは、所定の水平・鉛直荷重において使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、がたつきが生じないこと。また、手すり取付部は水がかりに対し水漏れがないこと。

f) 手すりの変形
手すりは、引張荷重において、変形が少ないこと。

g) 浴槽の満水時の変形
浴槽は、満水時に変形が少ないこと。

h) 浴槽底面の耐衝撃（人体による衝撃）
浴槽底面は、人体による衝撃において、表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離が生じないこと。

i) 浴槽底面の耐衝撃（化粧瓶等の落下による衝撃）
浴槽底面は、化粧瓶等の落下による衝撃において、表面のひび割れ、はく離が生じないこと。

j) 浴槽底面の耐載荷
浴槽底面は、所定の垂直荷重において、表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離が生じないこと。

k) 浴槽上縁面の耐載荷
浴槽上縁面は、所定の鉛直荷重の除荷後に、表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離がないこと。

l) 浴槽排水器具の耐引張力
ゴム栓を使用した浴槽排水器具の場合の排水器具は、所定の引張力において各部に変形が生じないこと。

m) 浴槽グリップ部の強度
グリップを設置する場合のグリップは、浴槽本体に堅固に取り付けられていること。

n) 浴槽エプロン面の変形
エプロンがある場合のエプロンは、所定の水平荷重おいて変形量が少ないこと。

o) 塗装タイプの化粧板及びＦＲＰ板の硬さ
塗装タイプの化粧板及びＦＲＰ板は、十分な表面硬さを有すること。

p) 各種化粧板の密着性
各種化粧板は、容易に表面層がはがれないこと。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 形、加工上の安全性
ユニット各部の形、加工状態は、人体に対して安全であること。なお、見えがかり箇所は、ばり、めくれ、ガラス繊維の露出、又は鋭利な突起物がないこと。

b) 長寿社会対応浴室ユニットの出入口の段差
ユニットの場合の出入口の段差は、加齢等に伴う身体機能の低下を考慮した安全性及び介助行為を容易にすることに配慮した措置が講じられていること。

c) 洗い場内でのすべりにくさ

洗い場は、すべりにくくなっていること。

d) 洗い場内での転びにくさ
洗い場全体に使用者がバランスを崩すような傾斜がないこと。

e) 構成部品の落下防止
構成部品の落下により使用者が怪我をするおそれがあるものは、落下防止の対策がされていること。

f) 出入口扉のガラスの破損防止
出入口扉にガラスを使用する場合は、使用者が転倒したときなどに破損のおそれがないこと。

g) 出入口扉の構造
出入口扉は、緊急時に外から開くことが可能な構造で、内締まり錠の場合は、外からの開錠が可能であること。

h) 電気器具・配線の電気的安全
電気器具・配線は、電気的安全を有するものであること。

i) 電気設備の絶縁抵抗力及び絶縁耐力
電気設備は、感電又は火災のおそれがないよう十分な絶縁性能を有すること。

j) 照明器具のグローブ
照明器具のグローブは、通常の使用状態で変形、破損、ひび割れ、焦げつきが生じないこと。

k) 浴槽排水の溢水防止
洗い場は、浴槽排水時に排水トラップ目皿のつまり等があっても溢水しないものであること。

l) 浴槽ふたの安全性
浴槽ふたは、被覆材の透水性、心材用合板の耐水性、曲げたわみ等、すべり抵抗、落下衝撃及び耐熱性において所定の性能を満たすこと。

m) 長寿社会対応浴室ユニットの安全性
長寿社会対応浴室ユニットの場合は、高齢者等の使用時の安全に対し、以下の性能を満たすこと。

1) 緊急時の救出
出入口扉は、緊急時に外から救出が可能な構造であること。

2) 出入口扉の取手並びに手すりのレール
出入口扉の取手並びに手すりのレールは、握り易いこと。

3) 浴槽のまたぎ部分
浴槽のまたぎ部分は、出入りが安全にできるものであること。

4) 浴槽の腰掛けスペース
浴槽の腰掛けスペースを設ける場合は、浴槽の出入り用手すりの位置や長さを考慮したスペースとすること。

5) 手すりや浴槽の縁の認識のしやすさ
手すりや浴槽の縁は、認識のしやすいものであること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 排水トラップ
排水トラップは、排水管内の臭気や害虫が浴室内に入り込まないものであること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

a) ユニット内に燃焼器具が設置できるものは、関連法規等に基づく仕様で構成できること。

1.3 耐久性の確保

a) 壁・天井構成部品の交換
壁・天井構成部品は、浴室内部から交換ができること。

b) 化粧金属板、ステンレス板の耐食性
化粧金属板又はステンレス板の場合は、塩水に対し、十分な耐食性を有すること。

c) ＦＲＰ板の耐酸性
ＦＲＰ板の場合は、酸性溶液に対し、十分な耐酸性を有すること。

d) ＦＲＰ板の耐アルカリ性
ＦＲＰ板の場合は、アルカリ性溶液に対し、十分な耐アルカリ性を有すること。

e) 鋼材、アルミ材の耐久性
鋼材、アルミ材の場合は、防錆、防食の処理を施したものであること

f) 木材の耐久性

1) 木材の場合は、防腐、防蟻の処理を施したものであること。

2) 木材の場合は、割れ、狂いが生じないものであること。

g) その他の材料の耐久性
その他の材料の場合は、耐酸性、耐アルカリ性を有し、防錆、防食の処理を施すなど耐久性を有するものであること。

h) 配管の材料
配管は、耐久性を有する材料のものであること。

i) 浴槽の耐久性
浴槽は、長期の温水の使用に対し、表面の変形、ひび割れ、泡、錆、保温材のふくれ・はく離、著しい変退色が生じないこと。

j) 浴槽の耐酸性[ＦＲＰ浴槽の場合]
ＦＲＰ浴槽は、酸性溶液に対し、十分な耐酸性を有すること。

k) 浴槽の耐アルカリ性[ＦＲＰ浴槽の場合]
ＦＲＰ浴槽は、アルカリ性溶液に対し、十分な耐アルカリ性を有すること。

l) 浴槽の汚染回復
浴槽は、汚染に対し清掃しやすい表面状態であること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮
本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 浴室ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮
本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 貯水機能　　５年

2) 1)以外の部分又は機能　２年

運用方針：

無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いや

すい製品であること。

2.2.3.2　補修及び取替えへの配慮

a)　構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。

b)　主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

c)　取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

d)　住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4　確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1　相談窓口の整備

a)　消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b)　消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2　維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3　維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3　適切な施工の担保

2.3.1　適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2　施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

運用方針：
施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3　情報の提供に係る要求事項

3.1　基本性能に関する情報提供

少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

a)　内法寸法(幅×奥行×高さ)

b)　天井点検口位置

c)　出入口の有効な幅員

d)　材質

e)　色

f) 浴槽容量

g) 質量

h) 手すりの設置位置（長寿社会対応浴室ユニット）

i) 出入口の段差寸法（長寿社会対応浴室ユニット）

j) 浴槽のまたぎ高さ（長寿社会対応浴室ユニット）

3.2 使用に関する情報提供

a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。

1) 誤使用防止のための指示・警告

2) 事故防止のための指示・警告

3) 製品の使用方法

4) 使用者が維持管理するべき内容

5) 日常の点検方法

6) 故障・異常の確認方法及びその対処方法

7) 製品に関する問い合わせ先

8) 消費者相談窓口

b) 入浴時の溢れ水に対する注意事項が、浴槽本体、及び取扱説明書に明示されていること。

c) 無償修理保証の対象及び期間を記載したわかりやすく表現された保証書又はこれに相当するものが、所有者に提供されること。

d) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

e) 使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表示方法が適切ではがれにくいこと。

f) 照明に白熱灯器具を使用する場合は、電球ワット制限が表示されていること。

運用方針：

保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法

b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間

c) 有償契約メンテナンス体制を有している場合の内容

d) 消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工

者に提供されること。

a) 施工の範囲及び手順

1) 浴槽の床への据え付け

2) 給湯機の風呂アダプター取付のための穴開け

b) 施工上の留意事項等

1) 躯体床面の不陸に対する、アジャスターボルト等による調整方法

c) 関連工事の留意事項

1) 当該部品の組立・設置と、関連工事の施工者等が行う設置前及び設置後の建築・設備工事等の区分の明示

2) 現場での据置・取付手順、特殊工具、留意点

3) 下地の確認、取付後の検査及び仕上げ

d) 品質保証に関する事項

1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間

2) 保険の付保に関する事項

① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

② 施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

運用方針：

・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。

なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

Ⅲ．附則

１．この認定基準（浴室ユニット　ＢＬＳ　ＢＵ：２００９）は、２００９年７月３１日から施行する。

２．この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（浴室ユニット　ＢＬＳ　ＢＵ：２００８）は廃止する。

３．この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。

４．この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第１６条第１項の認定を受けており（３．により施工の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第２８条第１項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準（浴室ユニット）

解　説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（浴室ユニット）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の改正内容

１．施工に関する情報提供で工事区分を明確にする旨を追加

現状の施工説明書等においては、浴室ユニットの組立・設置と関連工事において施工者の資格等が必要な電気、給排水等の工事に関して明確に書き分けられていなかったことから、施工説明書等で部品供給者が行う組立・設置と関連工事の施工者が行う工事を明確に書き分けて記載する旨の規定を関連工事の留意事項に追加する。

Ⅱ　要求事項の根拠

Ⅲ. を参照。

Ⅲ　その他

１．材料・仕上げについて

（１）材料に化粧金属板を使用する場合、裏面の補強は普通石こうボード等でよいが、できる限り木口の処理をすること。

（２）木材を使用する場合、防腐、防蟻の処理剤の確認が容易なよう、できる限り着色を施すこと。

（３）天井点検口、照明器具、手すり・アクセサリー類の取付用補強木材についても、できる限り防腐処理をすること。

２．各構成部品について

＜床、壁及び天井＞

① 接合部のシーリング材の使い方については、日本農林規格（ＪＡＳ）等の該当項目を参考とすること。例えば、シリコンシーリングの場合、プライマーを使用し、２面接着の構造でバックアップ材を用いるといったことなどである。

② 防水床パン容量については、短期の防水能力を有していれば十分と考え、防水性能の期待できるドア下枠等を含めて容量を算定してよいこととする。**【Ⅱ　（３）10)】**

＜出入口扉＞

出入口扉の扉枠の内法幅寸法は既製の浴室ドアの寸法等を勘案して550㎜以上と規定しているが、実際は600㎜以上が望ましい。**【Ⅱ　（１）５)】**

＜照明器具＞

① 器具本体は、容易に取り替えられるように埋込みナット等に器具をねじ止めする方法と

することが望ましい。

② 口出し線及び接続端子に接続するケーブルは、従来ケーブルであるＶＶＦを仕様規定として定めているが、燃やしたり廃却しても塩化水素やダイオキシンなど有害ガスや物質を出さないエコ電線を使用することが望ましい。

＜タオル掛＞

折戸タイプの出入口扉の引手をタオル掛として併用させているものについては、必須構成部品でいうタオル掛には含まれず、別途タオル掛を設ける必要がある。【Ⅱ ３.】

＜鏡＞

① 鏡の強度については、「壁の衝撃試験」により、ひび割れ、破損、がたつき、脱落がないこととなっているが、万一のために、飛散防止の対策を施すことが望ましい。【Ⅱ ７.（２）１）】

② 鏡の取付については、出入口扉の開閉等による壁の振動、たわみ等で落下しないよう配慮された金具並びに取付方法とする必要がある。

３．長寿社会対応浴室ユニットについて

① 浴室内の各部は、ユーザーが転倒した際の安全性を考慮し、突起物等がなく、各部位の角もできるだけ曲率半径が大きいことが望ましい。

② 浴槽への出入りが容易で安全に行えるように、浴槽に腰掛けスペースを設け、かつ浴槽の底にはすべり防止の措置がなされていることが望ましい。

③ 石鹸等による転倒を防止するため、入浴道具等の置場を設けることが望ましい。

④ シャワー付の湯水混合水栓は、火傷防止のためサーモミキシング式とすることが望ましい。

⑤ 住宅の設計者への情報のため、トラップの排水口芯と出入口扉下枠との垂直距離が設計者のための図面集などに明記されていることが望ましい。

⑥ 浴室ユニット内の照度について、基礎基準では、浴室内の規定する５点の平均照度が75 lx以上と規定しているが、視力が低下した高齢者にとっては、200 lx程度の照度が必要だといわれており、照度を高くする必要がある。ただし、一方でまぶしすぎないようにする配慮も必要である。

⑦ 長寿社会対応住宅設計指針では、浴室の出入口は20㎜以下の「単純段差」とすると規定されているが、浴室ユニットの出入口下枠と脱衣室側との高低差が３㎜以上ある場合は段差とみなされ、「またぎ段差」となってしまうため、当該段差ができるだけ生じないように浴室ユニット側での配慮はしておく必要がある。

４．基準改正の履歴

【2009 年 3 月 31 日公表・施行】

１．安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

認定基準及び評価基準において要求する性能のうち、当該性能に支障があった場合に、使用者の生命に係る又は重篤な怪我をするなど、特に使用者の安全に係る要求項目の試験については、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求することとした。

当該品目においては、電気設備の絶縁抵抗試験、電気設備の絶縁耐力試験、電気設備の耐湿絶縁試験をその対象とした。

なお、今回の改正は認定基準における変更はなく、評価基準において改正を行った。

【2008 年 10 月 1 日公表・施行】（一部改正）

１．附則の追記

既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期間内）は、旧基準により認定さ

れていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

【2007 年 11 月 30 日公表・施行】

１．構成部品の湯水混合水栓に対する要求性能の変更【Ⅰ ３】

構成部品としている湯水混合水栓の要求性能については、「優良住宅部品認定基準（湯水混合水栓）による」としていたが、優良住宅部品としての単体での湯水混合水栓の廃止に伴い、JIS B 2061:2006（給水栓）を引用して規定した。

２．浴槽水溢れに対する耐漏水性能

１）浴槽水溢れに対する扉部分の耐漏水性能の規定化【Ⅱ １、1.1 ｐ】

入浴時の溢れ水による脱衣室への漏水を防ぐ為、うっかりミスによる入浴行動パターンを対象とし、扉部分の耐漏水性能について規定化した。

２）浴槽水溢れに対する情報提供【Ⅱ ３、3.2 ｂ】

入浴時の溢れ水による脱衣室への漏水を防ぐための注意喚起する旨を、浴槽及び取扱説明書にて明示することとした。

【2006 年 10 月 16 日公表・施行】

⑴ 認定基準の性能規定化と充実

１）出入口の有効開口等の表現の統一【Ⅰ 2、Ⅱ 1.1 ｅ)、3.1】

出入口の幅に関する表現が複数使用されていたため、住宅性能表示制度の日本住宅性能表示基準・評価方法基準の用語を参考に「出入口の有効な幅員」として用語を統一した。

２）構成部品から「すのこ」を削除【Ⅰ 3、6】

出入口と床面の段差解消用の「すのこ」を選択構成部品としていたが、滑りやすい事、清掃が困難である事、出入口と床面の段差解消を行った浴室ユニットも普及してきた事等から構成部品より削除した。

３）扉枠下端の表現の明確化【Ⅱ 1.1 ｈ)】

「ドア開口部の下端のシール部」の表現を「出入口扉枠下端と床のシール部」とし、表現の統一及び部位を明確にした。

⑵ 材料・仕上げについて

（１）材料に化粧金属板を使用する場合、裏面の補強は普通石こうボード等でよいが、できる限り木口の処理をすること。

（２）木材を使用する場合、防腐、防蟻の処理剤の確認が容易なよう、できる限り着色を施すこと。

（３）天井点検口、照明器具、手すり・アクセサリー類の取付用補強木材についても、できる限り防腐処理をすること。

⑶ 各構成部品について

＜床、壁及び天井＞

① 接合部のシーリング材の使い方については、日本農林規格（ＪＡＳ）等の該当項目を参考とすること。例えば、シリコンシーリングの場合、プライマーを使用し、２面接着の構造でバックアップ材を用いるといったことなどである。

② 防水床パン容量については、短期の防水能力を有していれば十分と考え、防水性能の期待できるドア下枠等を含めて容量を算定してよいこととする。【Ⅱ （３）10)】

＜出入口扉＞

出入口扉の扉枠の内法幅寸法は既製の浴室ドアの寸法等を勘案して550㎜以上と規定しているが、実際は600㎜以上が望ましい。【Ⅱ （１） ５)】

＜照明器具＞

① 器具本体は、容易に取り替えられるように埋込みナット等に器具をねじ止めする方法とすることが望ましい。

② 口出し線及び接続端子に接続するケーブルは、従来ケーブルであるＶＶＦを仕様規定として定めているが、燃やしたり廃却しても塩化水素やダイオキシンなど有害ガスや物質を出さないエコ電線を使用することが望ましい。

＜タオル掛＞

折戸タイプの出入口扉の引手をタオル掛として併用させているものについては、必須構成部品でいうタオル掛には含まれず、別途タオル掛を設ける必要がある。【Ⅱ ３.】

＜鏡＞

① 鏡の強度については、「壁の衝撃試験」により、ひび割れ、破損、がたつき、脱落がないこととなっているが、万一のために、飛散防止の対策を施すことが望ましい。【Ⅱ ７.（２） １）】

② 鏡の取付については、出入口扉の開閉等による壁の振動、たわみ等で落下しないよう配慮された金具並びに取付方法とする必要がある。

(4) 長寿社会対応浴室ユニットについて

① 浴室内の各部は、ユーザーが転倒した際の安全性を考慮し、突起物等がなく、各部位の角もできるだけ曲率半径が大きいことが望ましい。

② 浴槽への出入りが容易で安全に行えるように、浴槽に腰掛けスペースを設け、かつ浴槽の底にはすべり防止の措置がなされていることが望ましい。

③ 石鹸等による転倒を防止するため、入浴道具等の置場を設けることが望ましい。

④ シャワー付の湯水混合水栓は、火傷防止のためサーモミキシング式とすることが望ましい。

⑤ 住宅の設計者への情報のため、トラップの排水口芯と出入口扉下枠との垂直距離が設計者のための図面集などに明記されていることが望ましい。

⑥ 浴室ユニット内の照度について、基礎基準では、浴室内の規定する５点の平均照度が75 lx以上と規定しているが、視力が低下した高齢者にとっては、200 lx程度の照度が必要だといわれており、照度を高くする必要がある。ただし、一方でまぶしすぎないようにする配慮も必要である。

⑦ 長寿社会対応住宅設計指針では、浴室の出入口は20㎜以下の「単純段差」とすると規定されているが、浴室ユニットの出入口下枠と脱衣室側との高低差が３㎜以上ある場合は段差とみなされ、「またぎ段差」となってしまうため、当該段差ができるだけ生じないように浴室ユニット側での配慮はしておく必要がある。

【2005 年 12 月 28 日公表・施行】

(1) 認定基準の性能規定化と充実

認定基準の作成ガイドラインに基づき認定基準を整理・充実し、性能規定化した。

１）認定基準の性能規定化

住宅部品の技術革新や多様化に柔軟に対応すること及び消費者等の理解の一助とすることを目的に、認定基準の性能規定化を行った。

２）認定基準の充実

(1) 環境に対する配慮の項目（選択）の追加【Ⅱ 1.4】

改正前の浴室ユニット認定基準においては、環境に対する負荷の低減について定められていなかったが、各方面からのニーズが高まっている環境対策状況について、申請者の製造場における取組みを評価できるよう認定基準を追加した。

(2) 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実

イ．維持管理体制の充実【Ⅱ 2】

ＢＬ部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取り替えの確実な実施ができることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を充実した。

ロ．消費者等への情報提供【Ⅱ 3】

ＢＬ部品の高い機能性、安全性、耐久性等を有効に発揮・維持するためには、部品の取り付け方、適切な取り扱い方などが消費者、工務店等に適切に伝達される必要があるため、情報提供に関する基準を充実した。

(2) 構成部品における浴槽及び湯水混合水栓をセットフリー部品に変更【Ⅰ 3】

浴室ユニットの種類については、浴槽及び湯水混合水栓を選択構成部品としている場合をA型、両者を必須構成部品としている場合をB型としてきたが、近年の供給方法の実態にあわせA型、B型の種類を一本化した。

(3) 標準的評価方法基準の制定

認定基準の性能規定化に伴い、基準への適合を確認するための評価方法である標準的評価方法基準を制定した。

(4) 様式の変更等

認定基準の性能規定化等とともに、従来は別冊としていた総則を本基準に規定した。これに伴い、基礎基準及び選択基準（推奨選択基準、標準化選択基準）の分類の廃止、項目番号の変更を行った。

(5) ＜参考＞資料の記載位置の変更

改正前の認定基準においては、情報提供上の整理区分が基準本文に添付されていたが、本項目は参考情報であり、認定基準の一部ではないことから、解説に添付することとした。

【2005 年 9 月 9 日公表・12 月 1 日施行】

(1) 施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9.(6) 12.(1)(2)(3)】

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びＢＬ保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

【2004 年 12 月 1 日公表・施行】

(1) 住宅性能表示制度の評価方法基準の等級 5 に相当する出入口段差について【Ⅲ 2.(4)1)c】

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）」第３条第１項の規定に基づく「評価方法基準（平成13年国土交通省第1347号）」の改正に整合させるため、認定基準の一部を改正した。推奨選択基準［長寿社会対応型］として高齢者等配慮対策等級に係る出入口段差について、改正前は等級5の段差の基準を設計寸法と考え3㎜としていたが、改正後は仕上げ寸法と考え製作寸法と実寸法公差を含め5㎜以下とした。

品確法に基づく建設評価の際は、設置された部品を実際に測定するものであるため、製作寸法と実寸法の公差や施工上の誤差も含めて仕上げ寸法で５㎜以下となることが必要である。ＢＬ評価にあっては、「９．適切な施工の担保」により仕上げ寸法５㎜が担保されるものであることを確認することとなる。

【2000 年 12 月 20 日公表・施行】

(1) 住宅性能表示制度の評価方法基準への対応【Ⅲ．２．（４）】

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）」第３条第１項の規定に基づく「日本住宅評価方法基準（平成１２年建設省告示第1652号）」に従って表示すべき住宅の性能に関する評価

の方法の基準に該当するよう、認定基準の一部を改正した。また、参考としてＢＬ部品が相当する等級を示した。

なお、住宅性能表示制度の評価方法基準のうち劣化対策等級(構造躯体等)、維持管理対策等級(専用配管)、高齢者等配慮対策等級(専用部分)について定めているが、浴室ユニット以外の部位についても基準を定めており、これらと併せて等級表示が可能となることから、ここで示す基準は、あくまでも住宅全体の性能を等級表示する際に有効な一部位についてのものである。

また、住宅性能表示制度に関連し、評価方法基準と整合が図られている規定については、当該規定の記述の箇所に 住宅性能表示制度関連 と記載している。この規定への適合性が第三者による試験データ等をもって評価されたＢＬ認定部品については、住宅性能表示制度において所要の性能を有する住宅部品として取り扱われることとなる。

１）品確法評価方法基準「３．劣化の軽減に関すること」「３－１　劣化対策等級(構造躯体等)」に関して適合性評価ができるよう、基礎基準に防水上有効な措置が講じられているかを確認するための、給水・給湯管を対象とする「配管の漏れ試験」を追加した。

２）品確法評価方法基準「４．維持管理への配慮に関すること」「４－１　維持管理対策等級(専用配管)」に関して適合性評価ができるよう、基礎基準に清掃が可能な措置が講じられたトラップを設置することを新たに追加した。

３）品確法評価方法基準「９．高齢者等への配慮に関すること」「９－１　高齢者等配慮対策等級（専用部分)」に関して適合性評価ができるよう、推奨選択基準に旧基準においても要求性能を規定していた、ユニットの広さ、ドアの幅員、段差についての寸法規定と手すりの設置について、住宅性能表示制度の等級との整合を図り詳細に規定した。

【2000 年 10 月 31 日公表・施行】

(1) 優良住宅部品の保証制度の拡充に伴なう変更【１２．(１)．(２)】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅に対し10年間の瑕疵担保責任が義務づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、基準上の表現を変更し、かつ別に定める免責事項を保証書等に記載することを新たに規定した。

【1999 年 8 月 20 日公表・施行】

(1) 設置空間モデュール呼び寸法の定義の追加とそのルールの変更【Ⅱ　２．及び６．(１)】

旧基準では、他の品目と同様に「モデュール呼び寸法」と称していたが、浴室ユニットの場合は、部品そのものの呼び寸法ではなく、設置する空間の呼び寸法であるため、用語を「設置空間モデュール呼び寸法」とし、かつ従来 150㎜ ピッチだったものをＩＳＯ等で定めているルールに合わせ、100㎜ ピッチで整理し直した。

(2) 鏡の耐衝撃の判定基準の具体化【Ⅱ　７．(２)　１)】

選択構成部品の鏡は、壁の耐衝撃と同様の試験を行い、その判定基準として、ひび割れ、破損、がたつき、脱落がないことということを具体化させた。

(3) 手すりの耐鉛直荷重の項目の追加【Ⅱ　７．(２)　５)】

選択構成部品の手すりは、旧基準では耐水平荷重についてのみ確認していたが、耐鉛直荷重(耐水平荷重と同様に 588N {60.0kgf}) についても確認することとした。

(4) 耐湿絶縁性能の追加【Ⅱ　７．(３)　８)】

電気絶縁性能を確認する項目として、浴室ユニットの場合に特に重要となってくる耐湿絶縁性能を JIS A 1711:1976（住宅用設備ユニットの電気絶縁試験方法）に基づき新たに追加した。

(5) 壁・天井構成部品の浴室内部からの補修かつ交換の規定化【Ⅱ　７．(６)　２)】

旧基準では、浴室内部から修理又は交換が可能であればよいことになっていたが、修理の定義

が曖昧であることもあり、浴室内部から補修かつ交換が可能なこととした。

(6)シャッターふたの材料の規定化【Ⅱ ８． 】

浴槽ふたのうち、シャッターふたについては、材料によっては軟質部（連結部）の熱的強度が弱いものがあり、実際に事故例もあったため、十分な熱的強度を有すると判断されるポリプロピレン樹脂系又はポリスチレン樹脂系のものを仕様規定として定めた。

(7)．長寿社会対応浴室ユニットの出入口下枠と洗い場との段差に関する規定の変更【Ⅲ ２．（４）２） ａ.】

旧基準では、出入口脇に手すりを設ければ当該段差が 20㎜ を超えても認めていたが、今回の見直しに伴い、当該段差を必ず 20㎜ 以下とすることとした。また、段差を出入口下枠のどこで測るかを明確にするために、条件が最も厳しい出入口下枠直下の水下側での寸法とすることを明記した。

(8)長寿社会対応浴室ユニットの浴槽またぎ高さに関する規定の具体化【Ⅲ ２．（４）２） ｄ.】

前項６．と同様に、浴槽のどこで測るかでまたぎ高さが異なってくるため、条件が最も厳しい浴槽エプロン部直下の水下側での寸法とすることを明記した。

参 照 図

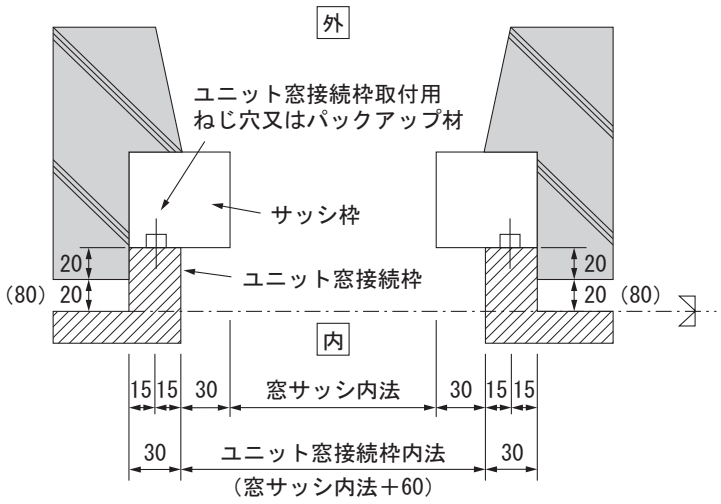

平 面 図

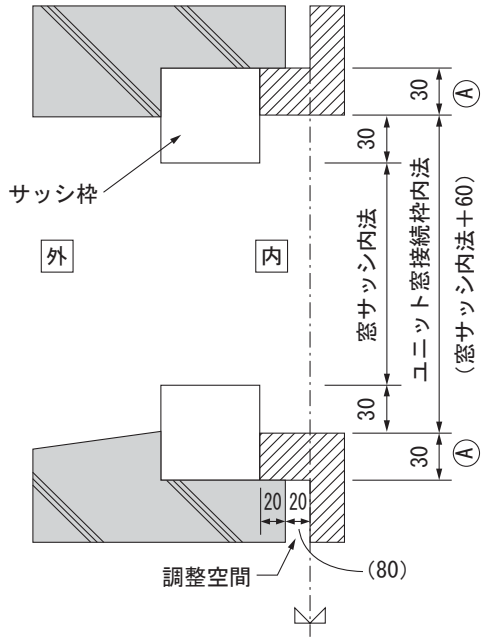

断 面 図

図－1　任意の窓の窓接続枠とサッシの取合い

1. 任意の窓の窓接続枠とサッシとの取合いは、図を標準とする。
2. 窓接続枠は、X、Y、Z 方向に±10㎜の調整が可能な納まりとする。
3. サッシと窓接続枠は、Ⓐ部の 30㎜の見付で接合するものとする。

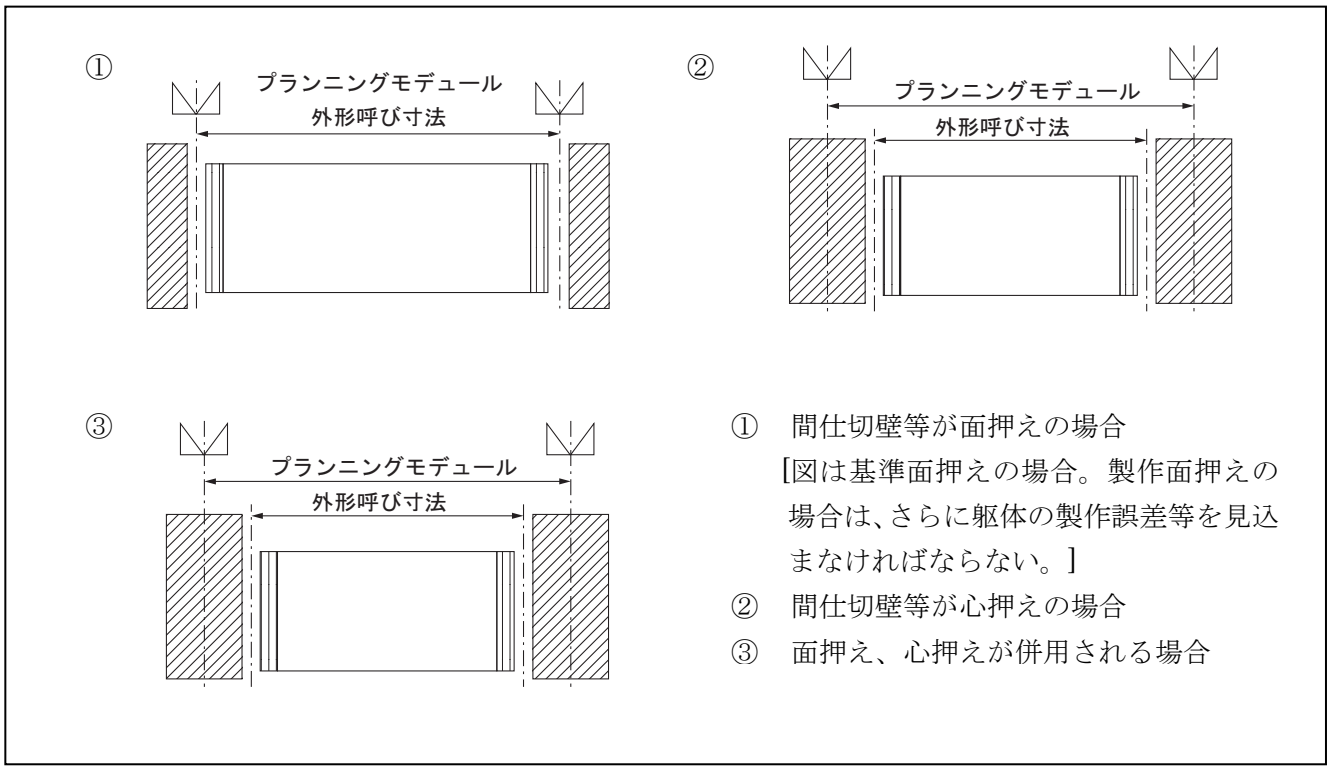

図 - 2

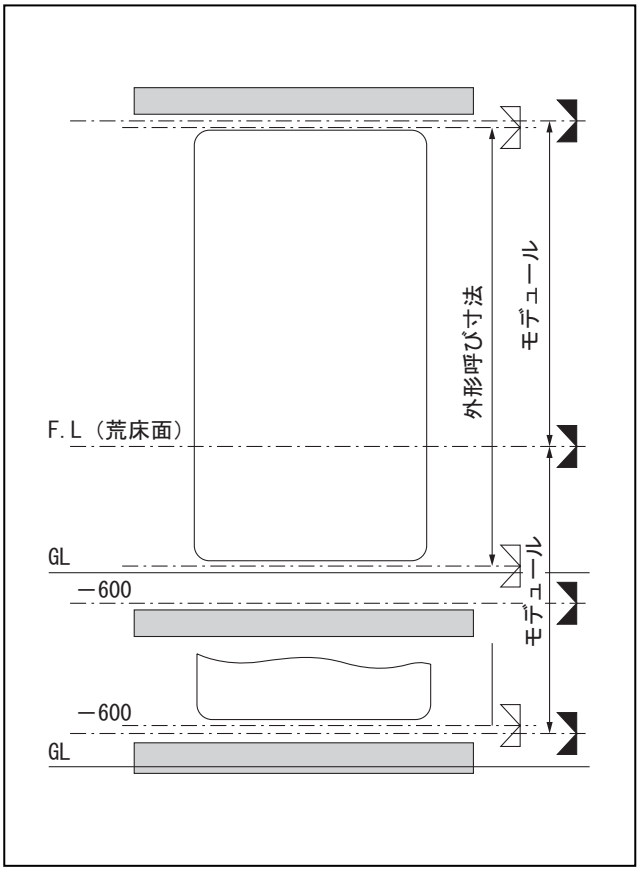

図−3

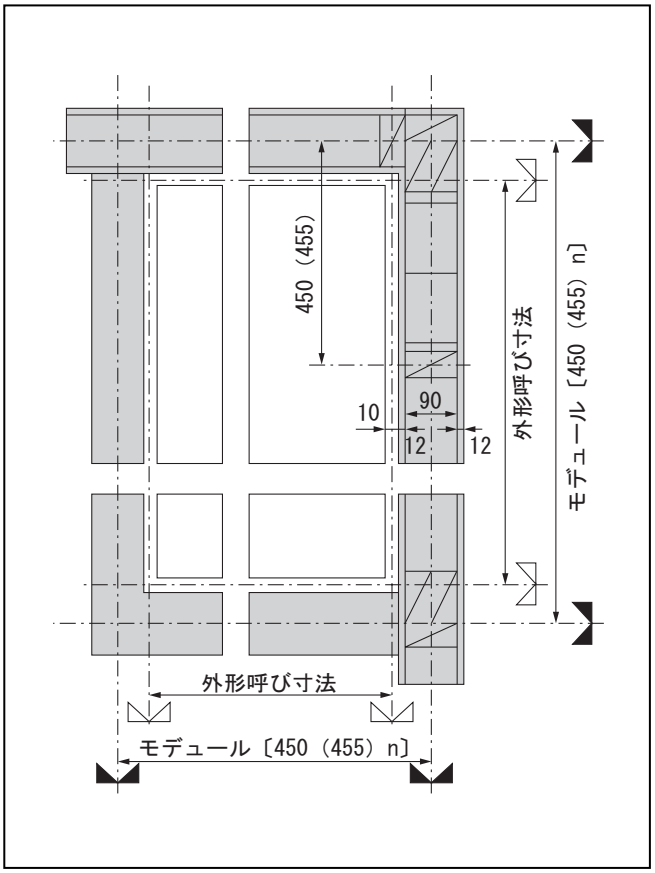

図 - 4（2“×4”躯体例）

NSP においては、浴室全体を１つの部品として扱い、内部構成材の寸法として 150ｎを適用することは当面の間の措置であり、原則として 300ｎとすることとされている。

基準では、1350×1950 を残しているが、新規製品の開発にあたっては、NPS の基準的方向に留意されたい。

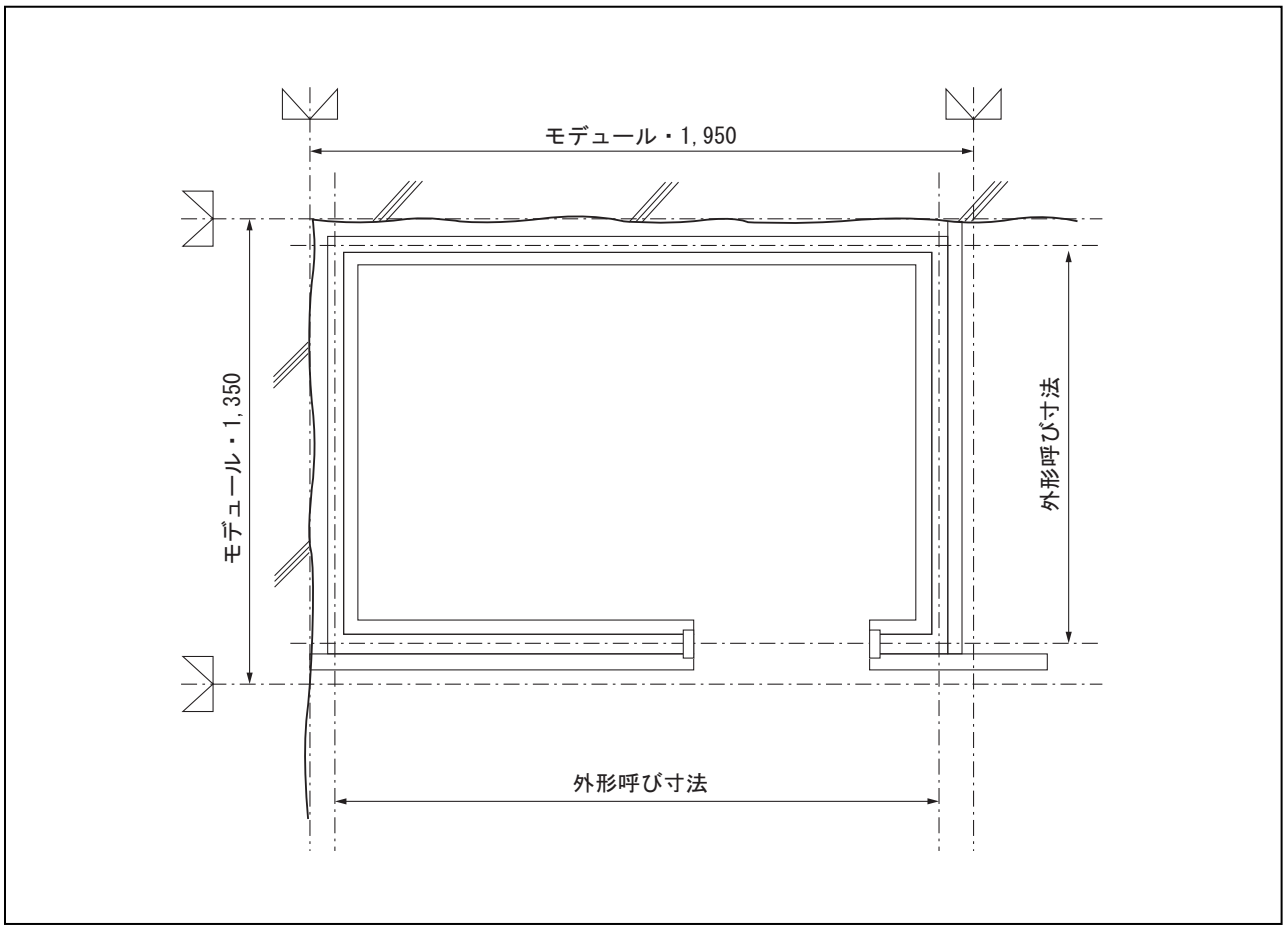

図 - 5　NPS の浴室ユニットに対する適用例

別紙

ＢＬ浴室ユニットの維持管理制度

１．制度の目的

適正な維持管理により、浴室ユニットを長期間快適に使用することを目的とする。

２．制度の仕組

(1) 契約

維持管理は、建物所有者、建物管理組合又は建物管理業者（以下「建物所有者等」という）と浴室ユニットメーカー又はメーカーの指定する維持管理業者（以下「浴室ユニットメーカー等」という）が任意に結ぶ定期点検契約に基づき行う。

(2) 定期点検

契約に基づき、浴室ユニットメーカー等は、毎年１回、浴室ユニットの定期点検を行い、建物所有者等にＢＬ浴室ユニット定期点検結果表を提出する。不具合箇所があった場合は、定期点検結果表のなかに修理見積金額も記載の上、建物所有者等に提出し、建物所有者等の指示に従い必要な処置をする。

定期点検の主な項目は下表の通りとする。

	点　検　項　目		点　検　項　目
1	防水パン損傷の有無	8	浴槽排水栓機能の良否
2	壁・天井パネル損傷の有無	9	排水トラップ排水機能の良否
3	シーリング材料損傷の有無	10	水栓器具、シャワー機能の良否
4	点検口蓋損傷の有無	11	水栓器具、シャワー損傷の有無
5	ドア及びドアノブ作動の良否	12	照明器具の良否
6	ドア及びドアノブ損傷の有無	13	バランス釜接続の良否
7	浴槽損傷の有無	14	タオル掛けのガタつきの有無

(3) 費用

定期点検及び修理は有償とし、建物所有者等が負担する費用は次の基準による。ただし、かし保証の期間内であれば、かしに係る修理は無償とする。

定期点検費用　（技術料＋経費）

修理費用　（部品費＋作業費＋経費）

３．その他

(1) 浴室ユニットメーカー等は、建物所有者等からの定期点検契約の申し出を、特別な事情がないかぎり、拒否してはならない。

(2) 浴室ユニットメーカーは、指定する維持管理業者を適切に教育するものとする。

＜参考＞

情報提供上の整理区分

設置床	床表面材料	浴槽部材料	壁表面材料	天井表面材料	腰掛けｽﾍﾟｰｽ
・コンクリート ・木造床置 ・根太掛け ・落し込み	・FRP ・タイル貼り ・その他	・FRP ・人造大理石 ・その他	・FRP ・タイル貼り ・塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂金属積層板 ・アルミニウム板 ・その他	・FRP ・塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂金属積層板 ・アルミニウム板 ・その他	・有り ・無し

浴室防水床パンの分類

種類	浴　槽	エプロン	パンの形状	
			フラット	落し込み
A型				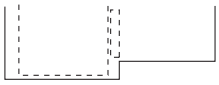
B型	取替可	浴槽に付く	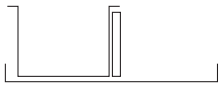	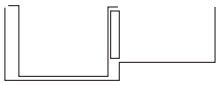
	（〃）	パンと一体	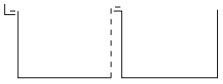	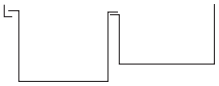
	取替不可		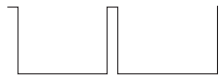	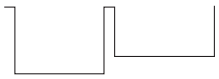

住戸プラン対応バリエーション

排水方向
扉位置
水栓取付位置
ふろがま用給排気口位置
窓接続位置
換気装置取付位置
梁型対応方向
壁の点検口位置

［品確法評価方法基準との関係］

（1）大項目：「３．劣化の軽減に関すること」

表示すべき事項：「３－１　劣化対策等級(構造躯体等)」

ＢＬ部品が相当する等級

品確法評価方法基準		ＢＬ認定基準上での位置付け
等級３ 等級２	①から③までのいずれかに適合していること。 ①　防水上有効な仕上げが施されているものであること。 ②　浴室にあっては、日本工業規格 A4416 に規定する浴室ユニットとするものであること。 ③　①又は②に掲げるものと同等の防水上有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。	浴室ユニット

※ 木造住宅に設置する場合のみ該当。

（2）大項目：「４．維持管理への配慮に関すること」

表示すべき事項：「４－１　維持管理対策等級(専用配管)」

ＢＬ部品が相当する等級

品確法評価方法基準		ＢＬ認定基準上での位置付け
等級３	専用の排水管には、掃除口が設けられているか、又は掃除が可能な措置が講じられたトラップが設置されていること。	浴室ユニット

（3）大項目：9．高齢者等への配慮に関すること

表示すべき事項：9－1　高齢者等配慮対策等級（専用部分 ）

ＢＬ部品が相当する等級

品確法評価方法基準		ＢＬ認定基準上での位置付け
等級５	広さは、短辺が内法寸法で 1,400 ㎜以上で、かつ面積が内法寸法で 2.5 ㎡以上	長寿社会対応浴室ユニット
	出入口の有効幅員は 800 ㎜以上	
	床は段差のない構造（５㎜ 以下の段差が生じるものを含む）	
	浴室出入り、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り、姿勢保持及び洗い場の立ち座りのための手すりを設置	
等級４	浴室の出入口の有効幅員は 650 ㎜以上	
	浴室の出入口の段差は 20 ㎜以下の単純段差	
	浴槽出入りのための手すりを設置	
等級３	広さは、短辺が戸建てにあっては、内法寸法で 1,300 ㎜以上、共同住宅にあっては内法寸法で 1.200 ㎜以上 面積が戸建ての住宅にあっては内法寸法で 2.0 ㎡以上、共同住宅にあっては内法寸法で 1.8 ㎡以上	
	浴室の出入口の有効幅員は 600 ㎜以上	
	浴槽出入りのための手すりを設置	
	浴室の出入口の段差は 20 ㎜以下の単純段差、又は浴室内外の高低差が 120 ㎜以下、またぎ高さが 180m ㎜以下とし、かつ、手すりを設置	浴室ユニット